

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日)

### 目次

- ◇告 示 字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出
- ◇人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公 告 昭和四十七年度第一回高压ガス販売主任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更及び廃止は、昭和四十七年四月十五日からその効力を生ずるものとする。

昭和四十七年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和四十七年三月十日現在の地番による。）

大字 東町

大字東町の全域、大字境字奥堤の全域、大字境字榎ヶ原の全域、大字境字奥堤西の全域、大字境字堤谷一四九、一五〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字出雲ナハテ七八七の二、七八八、七八九、七九〇及びこれらと一体をなす国有地

大字 境字 堤谷

大字境字堤谷のうち一四九、一五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字 福成  
字 出雲ナハテ

大字福成字出雲ナハテのうち七八七の二、七八八、七八九、七九〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

大字境字奥堤、大字境字奥堤西及び大字境字榎ヶ原

## 人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年四月十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

八頭郡若狭町大字諸鹿二一九番地

若狭小学校諸鹿分校

一級 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第81条第2項の規定により、昭和47年度第1回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和47年 4月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第1種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	午前9時30分から 午前10時30分まで
	高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	午前10時40分から 午前11時40分まで

第2種販売主任者  
免状に係る試験

高圧ガス取締法に係る法令  
液化石油ガス法に係る法令  
液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術

午前9時30分から  
午前10時30分まで  
午前10時40分から  
午前11時40分まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和47年 5月28日（日曜日）

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書 受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 第1種販売主任者免状に係る試験 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和47年 4月17日から昭和47年 4月20日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。